第六条　施行日から起算して五年を経過する日までの間における電子レンジの型式の条件のうち新電波法施行規則第四十六条の七の規定の適用については、同条第一項第一号(3)の表一五〇kHz以上五〇〇kHz未満の項中「六六デシベルから五六デシベル」とあるのは「七四デシベルから六四デシベル」と、「五六デシベルから四六デシベル」とあるのは「六四デシベルから五四デシベル」とする。

第七条　前条の規定により読み替えて適用する新電波法施行規則第四十六条の七の条件に適合しているものとして製造業者等が型式確認を行った電子レンジの型式は、新電波法施行規則第四十六条の七第一項の規定により確認を行ったものとみなす。

第八条　この省令の施行の際現に設置許可を受けている通信設備以外の設備（新電波法施行規則第四十五条に規定する通信設備以外の設備をいう。附則第十条及び第十二条において同じ。）は、施行日において第三条の規定による改正後の無線設備規則（以下「新無線設備規則」という。）第六十五条第一項各号の条件に適合するものとみなす。

第九条　施行日から起算して五年を経過する日までの間における電子レンジの設置許可の条件のうち新無線設備規則第六十五条の規定の適用については、同条第一項第一号(1)の表一五〇kHz以上五〇〇kHz未満の項中「六六デシベルから五六デシベル」とあるのは「七四デシベルから六四デシベル」と、「五六デシベルから四六デシベル」とあるのは「六四デシベルから五四デシベル」とする。

第十条　施行日から起算して五年を経過する日までの間における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する医療機器のうち、新電波法施行規則第四十五条に規定する通信設備以外の設備の設置許可の条件については、新無線設備規則第六十五条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第十一条　施行日から起算して五年を経過する日までの間における工業用超音波機器の設置許可の条件については、新無線設備規則第六十五条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第十二条　施行日から起算して五年を経過する日において、附則第九条から前条までの規定によりなお従前の例によることができることとされる条件に適合しているものとして許可を受けた通信設備以外の設備は、新無線設備規則第六十五条第一項各号の条件に適合するものとみなす。

規　則

人事院は、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和八年法律第六十二号）の施行に伴い、並びに国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）等に基づき、防災庁設置法等の施行に伴う関係人事院規則の整備に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年十一月二日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一―八三

防災庁設置法等の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則

（定義）

第一条　この規則において、「次の表により改正する」とは、次条から第十四条までの表の各欄に掲げる規定を、当該規定に付した傍線又は当該規定を囲んだ破線により改正することをいう。

2　次条から第十四条までの表中の傍線及び破線の意義は、次に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改めること。

二　改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改めること。

三　改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加えること。

（人事院規則一―五七の一部改正）

第二条　人事院規則一―五七（復興庁設置法の施行に伴う関係人事院規則の適用の特例等に関する人事院規則）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（復興庁が廃止されるまでの間における人事院規則の適用の特例） **第一条**　復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる規則の規定の適用については、同欄に掲げる規則の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。	（復興庁が廃止されるまでの間における人事院規則の適用の特例） **第一条**　復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる規則の規定の適用については、同欄に掲げる規則の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。
規則八―一二（職員の任免）	規則八―一二（職員の任免）
第九条第四項	第九条第四項
第三十条第一項第一号	第三十条第一項第一号
防災庁 及び防災庁	デジタル庁 及びデジタル庁
防災庁、復興庁 、防災庁及び復興庁	デジタル庁、復興庁 、デジタル庁及び復興庁